

吉野山においてのドローン撮影について

この度は吉野山をテーマに撮影していただきありがとうございます。
ご存じと思いますが、地域の特性をご理解いただくとともに、下記の
ルールをお守りしていただきますようお願いいたします。

- 1 日中に(日出から日没まで)撮影すること
- 2 肉眼による目視の範囲内でのドローンとその周辺を常時監視し
飛行させること
- 3 第三者、建物、自動車等との間に30m以上の距離を保って飛
行させること
- 4 祭礼等多数の人が集まる場所の上空で飛行させないこと
- 5 爆発物等危険物を輸送しないこと
- 6 ドローンから物を投下しないこと

※ 空き地や宅地などはもちろん、神社、仏閣、線路、観光地、山林
なども私有地に含まれますので 注意された場合はただちに中止して
ください。「土地には必ず所有者がいる」とっておくことが大切です。

☆ 次ページの申し込み用紙を印刷し、必要事項を記入の上
FAXにて下記宛てに送信してください。

申し込み先 吉野山自治会会長 山本 春洋

電話・FAX 0746-32-3158

吉野山においてのドローン撮影の申し込み

- 1 日中に(日出から日没まで)撮影すること
- 2 肉眼による目視の範囲内でのドローンとその周辺を常時監視し飛行させること
- 3 第三者、建物、自動車等との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- 4 祭礼等多数の人が集まる場所の上空で飛行させないこと
- 5 爆発物等危険物を輸送しないこと
- 6 ドローンから物を投下しないこと
- 7 ドローン撮影は事件事故防止・健全な撮影を目的とすること

上記の条件に同意します。

年 月 日

撮影目的			
撮影日時			
撮影場所			
撮影者 連絡先	住所		
	氏名		
	電話		携帯電話